



家族ほっとサービス

あんしん相続



スルガ

か

け

は

し



想いのかけはしを、
次世代へ確実に。

あなたの資産と想いを、大切なご家族へ。

相続準備を、 もっと身近にシンプルに。

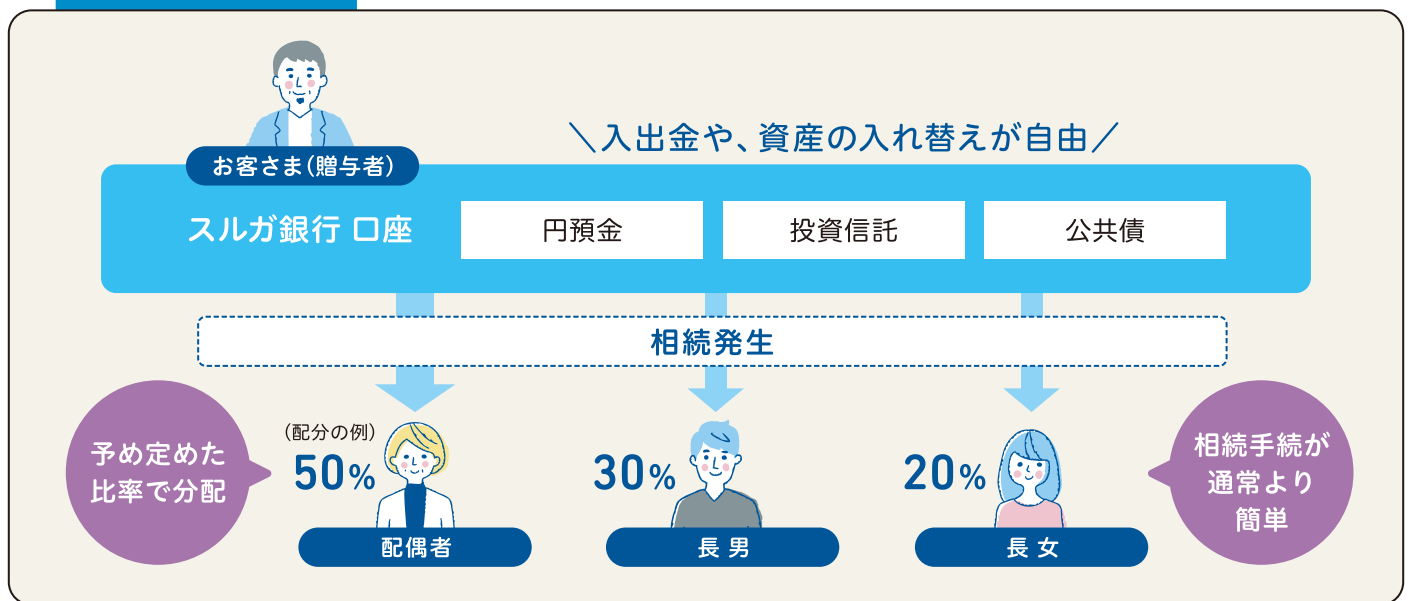


..... あんしん相続「スルガかけはし」とは

あんしん相続「スルガかけはし」は、スルガ銀行でお持ちの預金・投資信託等について、生前に相続する方や受取割合を定め、相続時にスムーズにお渡しするサービスです。

スルガ銀行の口座を自由にご利用いただきながら、大切な資産をスムーズに次世代にお渡しする、「かけはし」をご提供します。

サービス概要図



..... あんしん相続「スルガかけはし」の3つのポイント

Point

1

お申込みは、
契約書の記入で完了。

複雑な書類は
不要であんしん。

Point

2

お申込み後に、
スルガ銀行に資産を
まとめるだけで、

相続対策が
できてあんしん。

Point

3

相続発生時は、
お受取人(受贈者)の

相続手続きが、
通常より
簡単であんしん。

＼こんなお悩みはないですか？／

遺言書を作成するのは複雑そうだし面倒だなぁ。



簡単に始められる相続対策ってないかしら。。



Point

1

お申込みは、契約書の記入で完了。
複雑な書類は不要であんしん。

申込方法

戸籍謄本や遺言書などの複雑な書類は不要で、契約書の記入でお手続きが完了。

お客さま（贈与者）とお受取人（受贈者）にスルガ銀行所定の契約書へ必要事項を記入いただくことで、簡単にお申込みができます。

受取割合の指定

お客さま（贈与者）にお受取人（受贈者）ごとにスルガ銀行で保有する資産の受取割合を指定いただきます。

口座開設

お客さま（贈与者）はお申込み時までに普通預金口座の開設が必要です。

お受取人（受贈者）は資産のお受取り時（相続時）までに、お受取りになる資産に応じた口座の開設が必要です。



お客さま（贈与者）

お申込み時までに普通預金口座を開設



お受取人（受贈者）

資産のお受取り時までに各資産の口座を開設

Web口座開設はこちら ▼



お申込み後

お申込み後も、お申込み前と変わらずに、預金の入出金や投資信託等の売買などを自由に行うことができます。

＼こんなご心配はないですか？／

銀行口座がたくさんあって、
管理に困るな…。
銀行口座が多いと相続時に
大変と聞くし…。



相続時に
私の資産が原因で
家族がもめたら嫌ね。



Point

2

お申込み後に、スルガ銀行に資産をまとめる だけで、相続対策ができてあんしん。

終活のはじめの一歩に

終活に活用できます。

複数の金融機関に分かれた資産は、いざという時、金融機関ごとの書類集めや複雑な手続きでご家族の大きな負担になってしまいます。大切な資産を当社におまとめすることで、ご家族の負担を減らせます。

＜複数の金融機関で口座をお持ちで、相続が発生した場合＞

金融機関ごと訪問して、
書類を用意・記入する
のは大変だわ。



相続人

各銀行で通常の相続手続きが必要

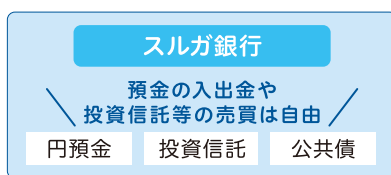
スルガ銀行

A銀行

B銀行

＜あんしん相続「スルガかけはし」をお申込みいただいた場合＞

スルガ銀行に
資産をまとめれば、
家族の手続負担が
減っていいね。
この機会に銀行口座を
整理しようかな。



A銀行



B銀行

相続発生

予め定めた
比率で分配

(配分の例)
50%

配偶者

30%

長男

20%

長女

相続手続きが
通常より
簡単

※ご契約期間中にお受取人(受贈者)の変更や、受取割合の変更ができます。

※円預金口座、投資信託口座、公共債口座といった取引内容毎に受取割合をご指定いただくことはできません。

相続発生時

相続発生時の残高をもとに資産を引き継ぎ。

相続発生時には、生前に定めたお受取人(受贈者)へ受取割合に応じて資産をお渡します。

※資産をお渡する際、お渡する資産に応じたお受取人(受贈者)の口座が必要です。

※円預金・投資信託・公共債ごとに、受取割合に応じてお渡します。

＼こんな方におすすめです／

費用をなるべく抑えて
安心して相続対策を
したいよね。



家族には
面倒な相続手続を
負わせたくないわぁ。



Point

3

相続発生時は、お受取人(受贈者)の 相続手続が通常より簡単であんしん。

お受取人(受贈者)の相続手続

通常の相続手続に必要な遺産分割協議書やお受取人(受贈者)の戸籍謄本等が不要で、相続手続が簡単でスムーズに行えます。

〈通常の相続手続との必要書類の違い〉

	あんしん相続「スルガかけはし」		通常の相続手続
	ご契約時	相続時	
遺言書の作成・検認または、遺産分割協議書作成	不要	不要	必要
死亡証明書・除籍謄本	-	必要	必要
お受取人(受贈者)の戸籍謄本等	不要	不要	必要
印鑑証明書	不要	必要	必要
相続手続依頼書	-	必要	必要

手数料

手数料 77,000円(税込)

費用はお申込み時のみ。

※お客さまのご事情により本サービスに係る契約を解約された、また、無効になった場合等は、手数料の返金はいたしかねますのでご了承ください。

あんしん相続「スルガかけはし」以外にも相続対策としてご利用いただけるサービスがございます。詳細はスルガ銀行の店頭でご相談ください。

このような方におすすめ

- 遺言書を書きたいが書き方が分からない方 財産に不動産が多い方



あんしん相続「スルガかけはし」のしくみ

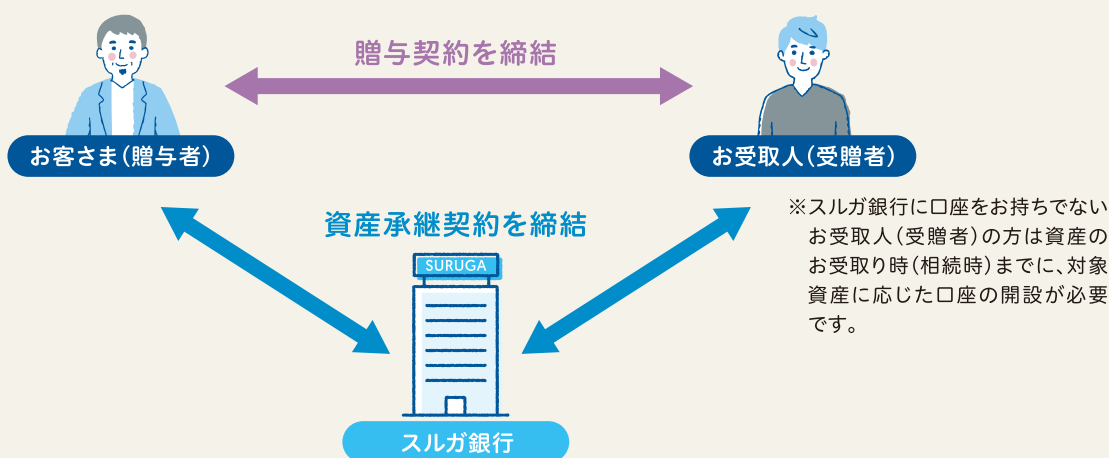
お客さま(贈与者)とお受取人(受贈者)にスルガ銀行所定の契約書へ必要事項を記入していただくことで、簡単にお手続きができます。

贈与契約の締結(契約時)

お客さま(贈与者)とお受取人(受贈者)の間で、お客さま(贈与者)に相続が発生した際に効力が発生する「贈与契約」を締結します。

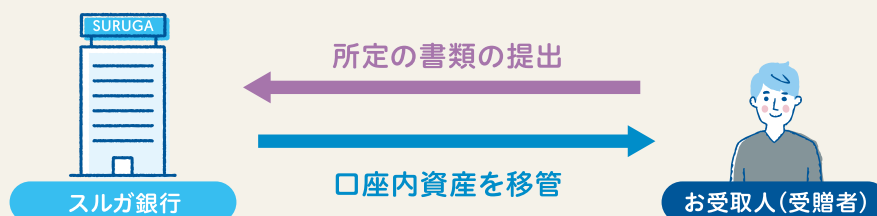
資産承継契約の締結

スルガ銀行所定の審査の後、お客さま(贈与者)、お受取人(受贈者)、スルガ銀行の三者間で資産承継契約を締結します。



万一の時の資金のお受取(相続発生時)

お客さま(贈与者)に相続が開始した際に、対象の円預金、投資信託、公共債の残高分についてスルガ銀行所定の書類をご提出の後、スルガ銀行口座保有者(投資信託口座・公共債口座を含む)であるお受取人(受贈者)の口座へ移管いたします。



ご留意事項

- お受取人(受贈者)は、お客さま(贈与者)の配偶者または三親等内の血族からご指定ください。お受取人(受贈者)は、複数名(1名～最大5名まで)ご指定いただけます。
- お客さま(贈与者)とお受取人(受贈者)の贈与契約の締結には、スルガ銀行所定の「贈与契約書兼資産承継契約書」(以下「本契約書」といいます。)をご利用いただけます。
- 贈与契約の締結により、これより前にお客さま(贈与者)が作成した遺言書などが影響を受ける場合があります。
- 資産承継契約の対象となる運用商品の購入制限は、当該運用商品の約款等に従います。本契約書上の制限はありません。
- お客さま(贈与者)とお受取人(受贈者)の間での贈与契約の成立、法務、税務上の効果等にはスルガ銀行は関知しません。
- 詳細は、契約書をご確認ください。

「遺留分」について

相続人と遺留分

「遺留分」とは、一定範囲の相続人が当然取得できるものとして、民法が定めている最低限度の相続分をいいます。

相続人	配偶者と子	配偶者と父母 ※1	配偶者と兄弟姉妹 ※2	配偶者のみ	子のみ	父母のみ	兄弟姉妹のみ
配偶者							
子							
父母							
兄弟姉妹							

※1 子・孫がない場合 ※2 子・孫・父母・祖父母がない場合

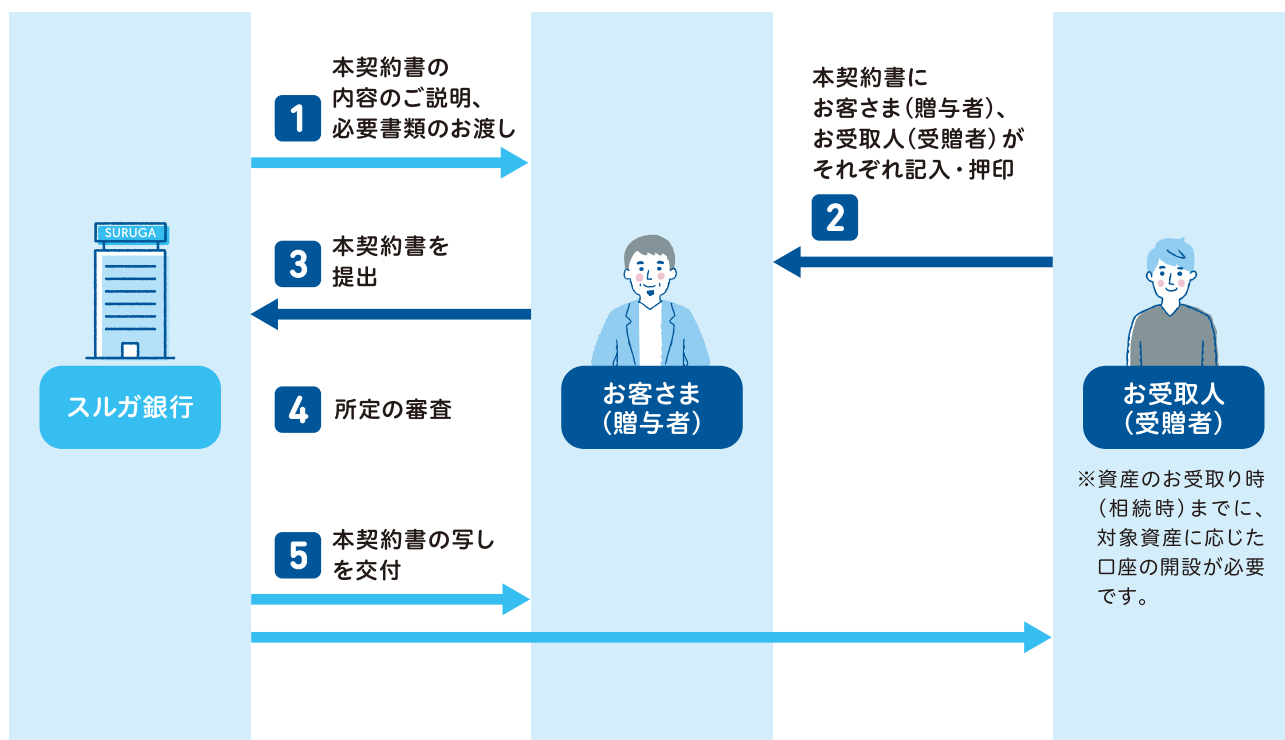
遺留分侵害の状態では、お受取人(受贈者)に移管手続を行わない場合があります。

- 契約締結に関しては、お受取人(受贈者)以外の他の相続人の遺留分を侵害しないことをご確認のうえ、お申込みいただきます。
- 「遺留分」を侵害した場合、その侵害された部分について、その相続人からの請求(遺留分侵害額の請求)があった場合、スルガ銀行は所定の確定判決等の書面が提示されるまで移管手続を行わない場合があります。
- ご契約後、口座への入金や、運用商品の価格変動により、遺留分侵害が生じる可能性があります。その場合は、相続時に遺留分侵害額の請求が行われないよう対応をお願いいたします。

ご留意事項

- 贈与契約の締結の後、お客さま(贈与者)が新たに遺言書を作成した場合などは、その内容によっては贈与契約が無効となる可能性があります。
- 相続発生時、お受取人(受贈者)に対し、贈与契約に影響を及ぼす遺言書などが無いことを確認(「受贈者確認書」による確認)させていただきます。
- スルガ銀行がお受取人(受贈者)に移管手続をした後、遺言書等の存在が明らかになるなどして贈与契約が無効と判明した場合でも、スルガ銀行はそれによって生じた損害等について責任を負いません。
- お受取人(受贈者)に移管手続するまでの間に、以下の事項が生じた時、スルガ銀行はお受取人(受贈者)およびその他の方に対し、移管手続を拒むことができ、スルガ銀行は遅延損害金その他の責任を負いません。
 - (1) スルガ銀行がお受取人(受贈者)の権利について争いがあること(お受取人(受贈者)が遺留分侵害額の請求を受けたことを含みます。)を知った場合、移管手続には当該争いのある当事者間の合意または確定判決等が必要となります。
 - (2) スルガ銀行が「受贈者確認書」の内容に疑義があると判断した場合は、移管手続には相続人全員の同意が必要となります。承継契約が付加されず、または解除された場合には、口座内の資産は、スルガ銀行の通常の相続手続により移管いたします。
- 贈与契約により、お受取人(受贈者)へ移管する場合で、本契約の対象に定期預金が含まれる場合は、スルガ銀行所定の方法により解約して、お受取人(受贈者)のスルガ銀行預金口座に移管手続をします。
- お客さま(贈与者)の相続開始以外の事由で口座が解約された場合は、贈与契約は効力を生じません。
- 詳細は、契約書をご確認ください。

資産承継契約 ご契約までの流れ



1 スルガ銀行よりお客さま(贈与者)へ「本契約書」の内容をご説明いたします。

2 「本契約書」の太枠内へ、お客さま(贈与者)およびお受取人(受贈者)による記入・押印または署名をいただきます。

3 **2**にてご記入いただいた「本契約書」をお客さま(贈与者)からスルガ銀行宛にご提出ください。

4 スルガ銀行所定の審査を経た後、資産承継契約が付加されます。

5 資産承継契約が付加された後、「本契約書」の写しをお客さま(贈与者)に交付いたしますので、お手元に大切に保管ください。

ご留意事項

- 資産承継契約の効力は、スルガ銀行所定の審査を経て、資産承継契約の付加日をスルガ銀行が記入し、スルガ銀行確認印を押印した時に生じます。その他、解除などの効力は、スルガ銀行が当該書類を確認した時に生じます。
- スルガ銀行所定の審査の結果、資産承継契約が付加されない場合があります。
- お客さま(贈与者)のご生前に「本契約書」のご提出がなかった場合、資産承継契約は付加されません。

贈与契約内容の変更、諸届等について

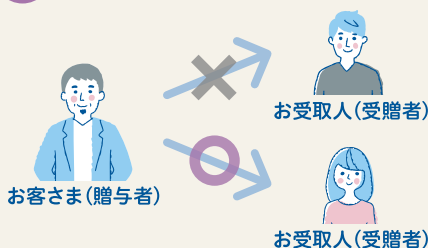
以下の場合にはスルガ銀行へご連絡ください。

贈与契約内容の変更

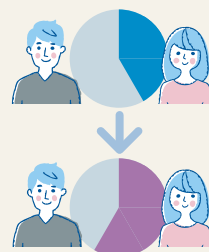
1 贈与契約の解除・撤回



2 お受取人(受贈者)の変更



3 受取割合の変更



1 贈与契約を解除・撤回(贈与契約に抵触する遺言等を作成する場合があります。)する場合、原則、お客さま(贈与者)とお受取人(受贈者)全員の合意により贈与契約を解除のうえ、お客さま(贈与者)から、スルガ銀行へ資産承継契約解除の依頼書(スルガ銀行所定の書面)をご提出いただけます。スルガ銀行がこの提出を確認した時、資産承継契約は解除されます。

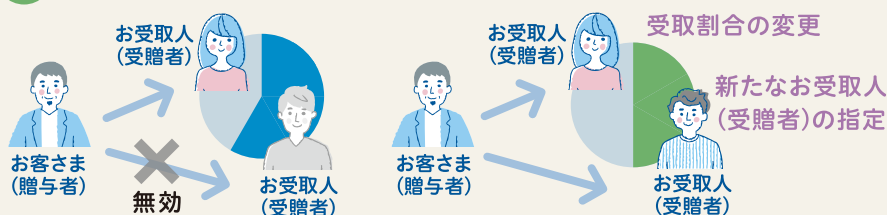
2 お受取人(受贈者)の変更、3 受取割合の変更を行う場合は、一旦、既存の贈与契約を解除し、資産承継契約解除の依頼書をご提出ください。そのうえで、変更後の内容の新たな「贈与契約書兼資産承継契約書」をご提出いただけます。その際、手数料はかかりません。

お受取人(受贈者)に関する事項の変更

1 氏名・住所の変更



2 お受取人(受贈者)に相続が発生した場合



2 お客さま(贈与者)の相続開始前にお受取人(受贈者)に相続が発生した場合、お客さま(贈与者)と当該お受取人(受贈者)との間の贈与契約は効力を生じません。当該お受取人(受贈者)の承継分について、別の相続人による承継を希望する場合には、新たなお受取人(受贈者)を指定し、または受取割合を変更していただく必要があります。その場合、上記「贈与契約内容の変更」と同様のお手続きが必要です。受贈者がおひとりの場合は、自動的に契約解除となります。

※上記のしくみ図等はあくまでイメージです。

相続開始時のお手続きについて

お客さま(贈与者)に相続が開始した際、口座内の資産をスルガ銀行所定の手続の後、お受取人(受贈者)の口座に移管いたします。そのため、移管する資産に応じて、お受取人(受贈者)の方はスルガ銀行での預金・投資信託・公共債口座の開設が必要となります。

お客さま(贈与者)に相続が開始した場合、お受取人(受贈者)からスルガ銀行へご連絡ください。必要書類をご提出いただいた後、「本契約書」に基づきご指定の口座へ対象の資産を移管いたします。

その他のご留意事項

税務上の取り扱いの詳細は、税理士や所轄税務署などにご確認ください。また、法律上の取り扱いの詳細は、弁護士など専門家にご確認ください。

あんしん相続「スルガかけはし」Q&A

Q 他行の口座を含めることができますか？

A あんしん相続「スルガかけはし」はあくまでスルガ銀行でお持ちの口座等に対して、予め分配方法をご指定いただけるもので、他の金融機関でお持ちの口座等を含めることは出来ません。これを機に、必要に応じて、分散している金融機関の取引を集約することもお奨めしております。

Q 円預金口座、投資信託口座、公共債口座ごとに分配方法を定めることはできますか？

A 円預金口座、投資信託口座、公共債口座といった取引種類毎に分配方法をご指定いただくことはできません。

Q 受贈者の口座は必要ですか？

A 対象資産（円預金、投資信託、公共債）のお受取り時（相続時）までに各種口座開設が必須となります。なお、相続時に受け取りいただく際には、当社口座でのお受け取りとなります。口座開設後に当該口座を解約された場合は、承継ができなくなるためご注意ください。また、解約された場合は、再度口座開設のお手続きが必要です。

Q 受贈者や分配方法の変更はできますか？

A 変更できます。手続としては、一度、ご契約いただいた契約書を解除し、新たに契約を締結させていただきます。（その際の手数料はかかりません）



資産承継契約概要

資産承継契約書の対象となる口座

- 資産承継契約書締結時において対象となっている預金口座および投資信託口座、公共債口座(以下、「対象口座」といいます。)
- 資産承継契約書締結に伴い当社が提供する金融商品の購入金額等が制限されることはありません。購入条件は対象金融商品の各商品説明書、約款等に従います。
- 対象口座内の特定商品のみへの資産承継契約付加はできません。

資産承継契約のしくみ

- お客さま(贈与者)とお受取人(受贈者)の間で、お客さまに相続が開始した時に効力を生ずる贈与契約を締結します。
- この贈与契約を前提に、お客さまに相続が開始した時に、お受取人に対し対象口座の資産を移管する手続等を定める資産承継契約を、お客さま・お受取人・当社の三者間で締結いたします。
- お受取人は、お客さまの配偶者または3親等内の血族の中からご指定いただけます。
- お受取人は、最大5名をご指定いただくことができます。複数名をご指定いただく場合、それぞれのお受取人の受取割合も同時にご指定いただけます。
- 受取割合は合計が100%となるように1%単位でご指定ください。
- 贈与契約および資産承継契約の締結は、当社所定の「贈与契約書兼資産承継契約書」(以下、「本契約書」といいます。)を使用いたします。
- 本契約書の原本は当社が保管します。お客さまに写しを交付しますので、大切に保管してください。

特約の効力

- お客さまから、お客さまおよびお受取人が記入・押印または署名した本契約書を当社にご提出いただいた後、当社所定の審査を経て、当社が本契約書に資産承継契約締結日を記入し、当社確認印を押印することによって、資産承継契約は付加されます。
- お客さまのご生前に本契約書のご提出がなかった場合、資産承継契約は付加されません。また、当社所定の審査の結果、資産承継契約が付加されない場合もあります。
- 資産承継契約が付加されなかった場合、お客さまに相続が開始した際の対象口座の移管手続は、当社の通常の相続手続により行います。

お申込み

- 毎営業日、お申込みが可能です。

資産承継契約にかかる手数料

- 資産承継契約の付加にかかり、当社所定の手数料をいただきます。
- お客さまは当社所定の手数料77,000円(税込)を当社にお支払いいただきます。
- 資産承継契約または贈与契約が解除、撤回または放棄された場合にも、当社は当該手数料をお客さまに返還しません。

資産承継契約の失効・解約事由

- お客さまの死亡以外の事由により対象口座を解約し、当社の口座を保有しなくなった場合には、資産承継契約は終了します。
- お客さまから「資産承継契約解除依頼書兼贈与契約解除合意書」の提出があった場合、当社が当該書面を確認した時に、資産承継契約は解除されます。
- 本契約の関係者が反社会的勢力等であることが判明した場合、当社はお客さまに通知書を発信することにより資産承継契約を解除することができます。
- 資産承継契約が失効・解除となった場合、お客さまに相続が開始した際の対象口座の資産の移管手続は、当社の通常の相続手続により行います。

贈与契約の撤回・解除、受取人・受取割合の変更の際のお手続

- お客さまが贈与契約を解除・撤回(贈与契約に抵触する遺言等を作成する場合があります。)、またはお受取人もしくは受取割合を変更する場合には、以下のお手続が必要です。
 - ①贈与契約の解除・撤回
 - 原則、お客さまとお受取人全員の合意により贈与契約を解除のうえ、当社所定の「資産承継契約解除依頼書兼贈与契約解除合意書」をご提出ください。
 - 上記書面のご提出を受けた場合、当社は資産承継契約の解除についてお受取人へ通知します。
 - ②受取人・受取割合の変更
 - お受取人の変更、受取割合の変更を行う場合、一旦、贈与契約を解除し、上記①記載の書面をご提出いただいたうえで、新たに「贈与契約書兼資産承継契約書」をご提出いただきます。

お客さまに相続が開始した時のお受取人による手続



- お受取人によるご請求手続に必要な書類等は以下の通りです。
 - ①お客さまの死亡を証明する書類(死亡診断書・除籍謄本等)
 - ②当社所定の書面(受贈者確認書)
 - ③その他、当社所定の相続手続に必要な書類(相続手続依頼書、印鑑証明書等)
- 当社は、必要書類を確認したうえで、お受取人の口座に対象口座の資産を移管します。
- お受取人に移管手続するまでの間に、以下の事項が生じた時、当社はお受取人およびその他の方に対し、移管手続を拒むことができ、当社は遅延損害金その他の責任を負いません。
 - ①当社がお受取人の権利について争い(遺留分侵害額の請求を受けたことを含みます。)があることを知った場合、当該争いのある当事者間の合意または確定判決等が必要となります。
 - ②当社が「受贈者確認書」の内容に疑義があると判断した場合、相続人全員の同意が必要となります。
- 当社がお受取人の口座に移管した後に、遺言の存在が明らかになるなどして贈与契約が無効と判明した場合、またはお受取人が遺留分侵害額の請求を受けたことを当社が知った場合等であっても、お受取人またはお客さまの相続人、受遺者その他の者が受けた損害等について、当社は責任を負いません。

贈与契約にかかる留意事項

- 贈与契約の締結により、これより前にお客さまが作成した遺言書などが影響を受ける場合があります。
- 贈与契約の締結の後、お客さまが新たに遺言書を作成した場合などには、その内容によっては、贈与契約は撤回したとみなされ、贈与契約が無効となる可能性があります。
- お客さまの相続開始以外の事由で口座を解約し、当社に口座を保有しなくなった場合には、贈与契約は効力を生じません。
- お客さまの相続開始前にお受取人に相続が開始した場合、スルガ銀行は、当該お受取人について資産承継契約に基づく移管の手続きは行いません。当該お受取人の承継分について、別の相続人による承継を希望する場合には、新たなお受取人を指定(または受取割合を変更)していただく必要があります。
- 贈与契約の締結の後、対象口座への入出金や、運用商品の価格変動により、遺留分侵害が生じる可能性があります。その場合は、相続時に遺留分侵害額の請求が行われないよう対応をお願いいたします。

- 金融分野における裁判外紛争解決制度があります。(金融ADR制度)
- 当制度は公平な立場にある第三者が紛争の両当事者から事情を聞いたうえで解決策を提示し、当事者の合意のもとで紛争の解決を図る制度です。
- 金融ADR制度を利用して苦情および紛争の解決を図る場合、当社は、以下の機関を利用します。
- 以下機関は、金融ADR制度における受付窓口です。

一般社団法人全国銀行協会
全国銀行協会相談室

 0570-017-109 または  03-5252-3772
【月～金曜日(祝日を除く)9時～17時】

特定非営利活動法人
「証券・金融商品あっせん相談センター」

 0120-64-5005
【月～金曜日(祝日を除く)9時～17時】

- 本パンフレット以外にも、別途お渡しする「贈与契約書兼資産承継契約書」の記載事項をご確認のうえ、お申込みください。

あんしん相続「スルガかけはし」以外にもお困りごとがありましたらご相談ください。

スルガ銀行では、お客さまの意思確認が取れない状況で、お客さまのご家族、ご親族等から医療費等の支払いが緊急で必要となったなどの申出があった際の払戻手続に対応しております。払戻の受付には、条件がございます。詳細は、最寄りの店舗までお問い合わせください。



スルガ銀行株式会社 登録金融機関:東海財務局長(登金)第8号 加入協会:日本証券業協会 2026年6月22日現在

お問い合わせ先

最寄りのスルガ銀行までご連絡ください。

スルガ銀行店舗一覧はこちら 

